1 志 賀 昇 議 員

- 1 財政運営について
- 2 岩内町史発刊について
- 3 町道の改修促進について



1 財政運営について

第3回定例会にあたりまして、新政クラブを代表して一般質問をいたします。 財政運営につきましては、人口減少による普通交付税の減収など、厳しい状況 にある中、本年度の普通交付税の推移は、増減はあるものの、前年度より少額で はありますが増額になっており、その努力は理解出来るものの、町債残高は徐々 に増加傾向にあること、さらに、財政力の判断基準である経常収支比率は普通7 0~80%に分布するのが標準的とされておりますが、本町は平成28年度決算 では94.5%となっており、硬直化の一途をたどっており、今後益々厳しい財 政運営が予測されることから、次の点について、お伺いいたします。

1項目は、持続可能な財政基盤の確立が重要であることから、行政評価システムの導入を取り入れたいと言われているが、その取り組み状況についてお伺いいたします。

2項目は、経営と言う視点も取り入れた計画的かつ、健全な財政運営に努める としているが、具体的に健全な財政運営の取り組みについて、お伺いいたします。 3項目は、町税収納率向上に向け新たに策定した、滞納処分事務取扱要綱に基 づき、一貫した姿勢で徴収対策の強化を図らなければならないとしているが、そ の取り組み状況を、お伺いいたします。

4項目は、厳しい財政運営の中、一般財源確保が重要になっている状況下において、明年度から始まる消費税10%の影響額は、どの様に推計しているか、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長:

財政運営について4項目のご質問であります。

1項めは、持続可能な財政基盤の確立が重要であることから、行政評価システムの導入を取り入れたいと言われているが、その取組状況はについてであります。

管理職及び係長職で構成する岩内町行政事務改善委員会において、行政評価システムの導入に向けた検討を進め、まずは、平成29年度予算から各担当所管において、モデル事業を選定し、導入したところであり、平成31年度までの3か年で、義務的な事業などを除いた全事業で実施するとしております。

現時点での取組状況につきましては、導入した事業の決算状況を踏まえ、各担当所管での目標達成率や貢献度などの1次評価後に、部長職による2次評価までを終えたところであります。

今後につきましては、副町長と部長職などで構成する事務事業評価委員会で 最終評価を行い、その評価結果を踏まえた中で、必要に応じて改善などを加え、 平成31年度の予算編成に反映させていくこととなっております。

2項めは、経営と言う視点も取り入れた計画的かつ、健全な財政運営に努めるとしているが、具体的に健全な財政運営の取り組みについてであります。

町の財政運営につきましては、地方交付税が低位で推移している状況下において、社会保障費の増加など、安定した財源確保が困難な状況にあります。

このような中、歳出では行政評価システムを導入することで、行政サービスの提供した量ではなく、民間の経営的視点にたち、どのような効果が生じたかという、いわゆる成果を重視するという考え方に基づき、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう転換を図っております。

また、歳入では町税等の滞納解消及び収納率向上に向けた徴収体制の強化に加え、現実ベースに近い、中・長期的な新たな財政計画の策定や、公共施設の総量を適正に管理するための公共施設等総合管理計画の個別計画策定を現在進めているところであり、こうした取り組みを着実に進めていくことが、健全な財政運営に繋がっていくものと考えております。

3項めは、町税収納率向上に向け、新たに策定した滞納処分事務取扱要綱に基づき、一貫した姿勢で徴収対策の強化を図らなければならないとしているが、 その取り組み状況についてであります。

岩内町町税等滞納処分事務取扱要綱は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、徴税吏員が滞納者へ行う催告、質問検査権の行使並びに一連の滞納処分について、徴税吏員としての職務の重要性及び特殊性を自覚し、納税者からの誤解や批判を受けることのないよう公平性を確保し、徴収担当者間の共通認識のもとに業務を円滑に行うことを目的として、平成29年3月1日に策定したものであります。

要綱の内容としては、催告書の送付、納税相談の実施による納税誓約の締結、滞納者が自主的に納税しないときの財産調査の実施及びその対象者の基準の設定、財産調査により財産が判明した際には滞納処分として差押えを実施することなどを規定しております。

現在、この要綱に基づき財産調査や差押え等の滞納処分事務を実施しており、 的確な財産調査に基づいて、担税能力が十分ある人にはしっかりと町税を負担 していただく、担税能力が十分ではない人には滞納処分の執行停止や一部停止 を行っていくという滞納整理の基本的な考え方に基づき、取り組んでいるところであります。

なお、平成29年度においては、所得税還付金、預貯金、給与など94件を 差押えし、約330万円を徴収したところであります。

いずれにいたしましても、自主財源である町税は大変重要であることから、 要綱に基づき収納率の向上に努めてまいります。

4項めは、厳しい財政運営の中、一般財源確保が重要になっている状況下に おいて、明年度から始まる消費税10%の影響額は、どのように推計している かについてであります。

消費税率の引き上げにつきましては、現行の8%から10%へ引き上げられることから、歳出では、主に人件費や公債費などを除く経費全般に影響するものと見込まれますが、国では消費税率の引き上げに伴う増収分については、社会保障の充実・安定化の財源にするとしております。

しかしながら、その詳細につきましては、まだ示されていないことから、現 時点でのそれらの影響額を算出することは困難な状況であります。

また、消費税率の引き上げにつきましては、平成31年10月1日からとされておりますが、過去に延期されてきた経緯も踏まえ、今後につきましても、 国の動向を注視してまいりたいと考えております。

2 岩内町史発刊について

私は、平成23年第4回定例会において、岩内町史発刊について、質問をしておりますが、この時点での答弁の内容は、私も、町史は郷土の歩みを後世に伝える極めて重要な教本であり、本町にとって必要不可欠なものであると認識しておりますとの、お答えをいただいております。町の節目の時期などを目途とする町史の発刊について、今後検討するとしており、町政施行120年となる2020年を目途として、検討してまいりたいとしておりますので、次の点について、お伺いいたします。

1項目は、新町史発刊については、一朝一夕に出来るものではなく、町史と言う観点からは、膨大な資料収集等が伴うことから、早い年次からの取り組みが必要なことから、私は今から7年前に発刊について質問をしておりますが、この間どの様に取り組まれてきたか、お伺いいたします。

2項目は、節目の2020年が近づいており、あと残すところ、2年になって おりますが、多くの町民の方々から期待が寄せられていることを考えたとき、町 民に対する説明責任を丁寧に行う必要があると思うが、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長:

岩内町史発刊について、2項目のご質問であります。

1項めは、今から7年前に、発刊について質問をしているが、この間、どの 様に取り組まれてきたのかについてであります。

新たな岩内町史の発刊につきましては、平成23年第4回定例会において、町制施行120年にあたる2020年を目途に検討する旨の答弁をしているところであります。

しかしながら、岩内町史の編纂作業につきましては、現岩内町史の発刊年度から約50年を経過していることから、相当の編纂期間を要すること、加えて、執筆者や専門家等の確保、それに必要となる膨大な費用の確保なども大きなハードルとして存在しており、2020年発刊への状況は大変厳しいものと考えております。

また、町財政は、限られた財源での厳しい財政運営を強いられており、緊急性や住民生活に直接影響の大きい事業等を取捨選択しながら優先的に実施しているといった現状もまた、新町史の編纂作業を進めるうえではマイナスに作用し、発刊までのスケジュールを徐々に遅れさせてきた要因の1つであります。

こうした状況の中、町といたしましては、この目標年次での町史発刊の準備作業として、まずは、資料等の現状把握のため、町の歴史を裏付ける様々な資料の保管状況及び一部手掛けられている執筆作業状態の確認等を行ってきたところであり、また、近年発刊した自治体への実施状況調査を行い、これにより、具体的な進捗状況や作成にあたっての自治体事情等についても、改めて確認できたところであります。

さらには、町内に在住する多方面で活躍されている有識者・行政経験者・公職者・一般女性等への意見聴取も積極的に実施し、これにより、地方自治体としてのあるべきスタンスや編纂作業の具体的な方法、また、理想的な推進体制や適当な人材の推薦、編集スタイル等も含め、様々な角度から多くの貴重なご意見を得ることが出来たところであります。

2項めは、岩内町史の発刊について、町民に対する説明責任を丁寧に行う必要があるのではないかについてであります。

町史につきましては、先人達が英知を集め、この町を築き上げた経験や歴史 を町民一人ひとりが歴史として学ぶ教材として、また、将来のまちづくりへの 道しるべとして活用されるべき重要な指針といえます。

当初の目標スケジュールからは、やや遅れている状況にありますが、これまでの進捗状況を踏まえ、早急に編纂作業から発行までの全体スケジュールを再構成することが必要と考えており、併せて、職員の配置や有識者等を含む専門的な体制づくりを、スピード感をもって進めることが重要であると認識しております。

したがいまして、新町史発刊に向けた今後の体制づくりの第一歩として、平成31年4月を目途に、町史編纂担当者として職員を配置したいと考えており、また、今後の事業スケジュールの再構成等につきましても、各自治体へのアンケート結果や有識者等への意見聴取で得られた意見を十分参考にしながら、必要な人材確保や専門委員会の立ち上げ等、順次、具体的な動きを進めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、町史編纂に係るこうした町としての動きについて

は、広報紙や町ホームページ等を通じ、住民の方々へも広く周知していきながら事業全体の取り組みに対する理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

3 町道の改修促進について

岩内町の町道は、大きく分けて、1・2級市町村道、都市計画街路、臨港道路に大別され、それぞれこれまで主に国の補助を受けながら整備促進が図られていますが、近年特に岩内町特有の防じん舗装は、簡易舗装より薄い路盤構成のため毎年度融雪時に、路盤が凸凹になり、その対応として土のうを置いて対応している状況が見受けられますが、補修方法としては、あまり好ましい方法とは思われないことと、2次的な事故発生にも繋がると思われますので、年次計画を樹立して計画的な改修をすることが、強く望まれておりますので、今後の対応・対策をどの様に進めるのか、お伺いいたします。

次に、補助事業等で整備されている道路については、整備改修後相当に年数が経過しており、クラック、ひび割れが発生しており、これらの補修・改修に着手しなければ、次から次へと広がり、結果的に改修費の増嵩に繋がることを考えれば、早期の改修が望まれておりますので、どの様に取り組まれるのか、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長:

町道の改修促進について、2項目のご質問であります。

1項めは、岩内町特有の防じん舗装において今後の対応・対策をどの様に進めるのかについてであります。

寒冷地においては、地中の水分が一定の深さまで凍結する、いわゆる凍上が発生するため、構造物の設計では、地盤凍上の影響を考慮しなければならないことが多く、凍上が問題となる場合には、ある程度の深さまで置換工法などの凍上対策を設計に加味する必要があります。

置換厚さは、地盤や気象により左右され、地域によって設定が異なる凍結深 さによって求められており、岩内町においては70センチメートルに設定され ております。

しかしながら、昭和50年当時大半がまだ砂利道であったことから、昭和52年以降、一斉に行われた岩内町特有の防じん舗装においては、舗装3センチメートル、下層路盤10センチメートルの合計13センチメートルであり、残りの置換厚さ57センチメートル分の現地盤が凍上しやすいか、しにくいかで、道路の凍上の度合いに違いが生じております。

このため道路の凍上が大きい地域では、常温合材による養生が追いつかず、やむなく土のうによる養生を強いられている状況であります。

防じん舗装の延長は、現在約34キロメートルあり、すべてを改修するには 時間と莫大な費用が必要となります。

これまでも特定発電所周辺地域対策交付金事業等を活用し、順次対策を講じているところでありますが、今後も新たに活用できる財源等の検討を行いながら、引き続き防じん舗装の改修に取り組んでまいります。

2項めは、補助事業等で整備されている道路において、クラック等の経年劣化が発生しており、どの様に取り組まれるのかについてであります。

インフラの老朽化が進む一方で、厳しい財政状況の下、どのように改良済み 道路の維持補修を進めるかが、喫緊の課題と認識しております。

道路補修の工法は、ひび割れ箇所の舗装面をはがして敷き直す切削オーバーレイのほか、既設アスファルトの上に敷き直すオーバーレイやパッチング、局部打ち換え、注入式ひび割れ補修などが考えられます。

このうち、ひび割れ部分を除去する補修工法は、補修効果が期待できますが 費用が高く、ひび割れ部を覆う補修工法では、費用は安価ですが、ひび割れの 再発が懸念されます。

路面のひび割れを放置しておくと雨水が路床面まで浸透して基礎部分を軟弱化させるため、ひび割れが進行して道路寿命を縮めることとなり、道路の維持管理においては、道路寿命を延命する予防保全が重要であると考えておりますので、今後も大規模改修のみならず、舗装が劣化していく初期段階での対応や、劣化状況に応じた補修を行うことにより既設舗装破壊の進行を抑制し、安心安全の交通環境に寄与するよう取り組んでまいります。